

参考資料4－1

大阪市成年後見支援センターHPより

平成25年4月1日

大阪市成年後見支援センター事業（権利擁護相談支援サポートセンター事業）について

1. センター概要

大阪市は認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守り、支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、成年後見制度の利用を専門的に支援する「大阪市成年後見支援センター」（以下「センター」という。）を、西成区にある「大阪市社会福祉研修・情報センター」内に平成19年6月26日に開設した。

センターは「大阪市成年後見支援センター事業」を大阪市から大阪市社会福祉協議会が受託して運営してきた。
センターでは、成年後見制度による支援を必要とする方が的確に制度を利用できるように広報・啓発や相談・申立支援を行うとともに、地域福祉の視点から、親族以外で後見業務を行う第三者後見人の新たな担い手として「市民後見人」を養成し、適切に活動できるよう支援している。

平成20年1月5日には、「大阪市成年後見支援センター事業」における最初の市民後見人が家庭裁判所から選任され、平成25年3月31日までに、72件の事案に市民後見人が選任され、センターが後見活動に対して継続的に支援を実施している。

平成24年度より権利擁護相談等の専門相談の活用による相談支援機関の後方支援の事業が加わり、「権利擁護相談支援サポートセンター事業」として拡充し実施している。

成年後見支援センター事業の実施に際しては、後見活動を担っている専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の協力を得て専門的に対応し、家庭裁判所等から信頼を得られるしくみづくりに努め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、取り組んでいる。

(1) 概要

- ・ 設置主体：大阪市
- ・ 委託先：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
- ・ 場所：大阪市社会福祉研修・情報センター3階（西成区出城2-5-20）
- ・ 開設日時：月曜～土曜 9:00～17:00
　　日曜、祝日、年末年始は休み
- ・ 電話番号：06-4392-8282
- ・ FAX番号：06-4392-8900

(2) 平成24年度予算

| | | |
|---------|-------------|----------|
| 収入（委託料） | 54,826,000円 | （大阪市） |
| 支出（人件費） | 36,423,000円 | |
| （物件費） | 15,792,000円 | （常勤職員6名） |
| （消費税） | 2,611,000円 | |

2. 運営体制

(1) 運営委員会
(弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・学識経験者・大阪市・大阪市社会福祉協議会)

(2) 事務局体制

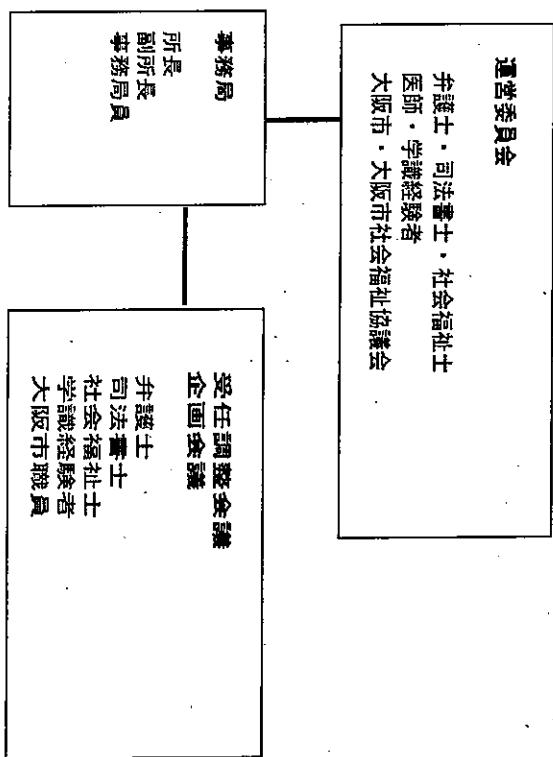
所長 (大阪市社会福祉協議会福祉部権利擁護課課長兼務)
事務局員 同権利擁護課副主幹・課員・常勤嘱託職員

(3) 企画会議・受任調整会議
(弁護士・司法書士・社会福祉士・学識経験者・大阪市・大阪市成年後見支援センター)

*専門職の関わりについて

センター事業において専門的な支援が的確に行えるよう、後見業務を担っている専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）に、専門職相談への対応、企画会議・受任調整会議への参画、市民後見人の活動支援等、継続的に事業に関わっていただき、専門的観点からの支援、助言を受けている。

図1 センター運営体制



3. センターの機能と事業内容

【センターの機能】

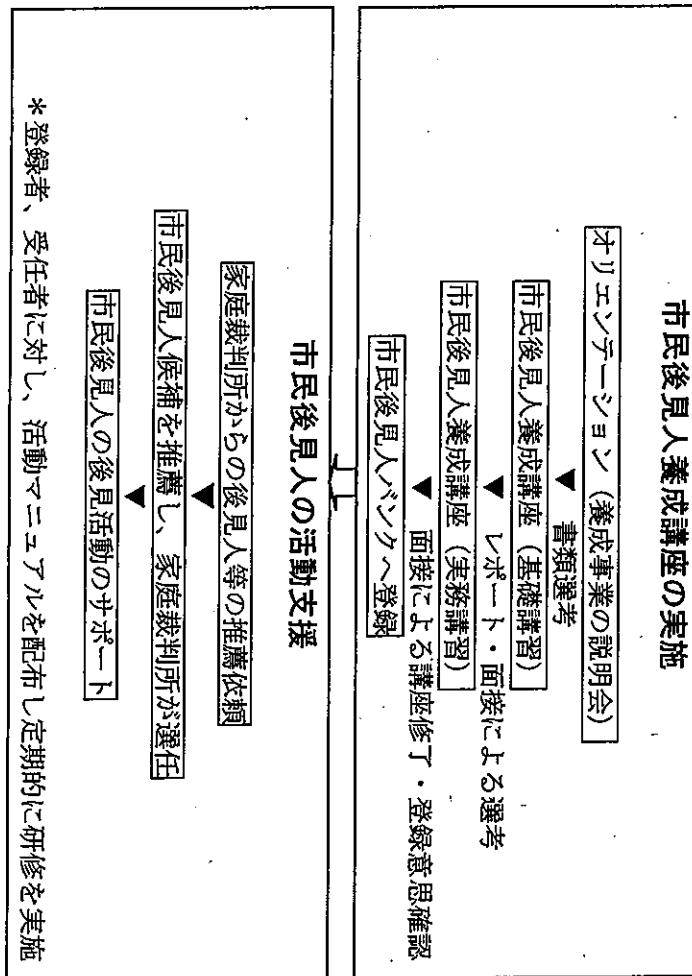
(1) 成年後見制度に関する広報・啓発並びに相談

成年後見制度のより一層の利用促進を図るため広報・啓発や相談を行う。制度の利用が必要な場合については制度を適切に利用できるよう手続きの説明や助言等により申立支援を行う。相談員による相談と後見業務に経験のある弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施する。

(2) 「市民後見人」の養成・活動支援

親族以外で後見業務を担う第三者後見人の新たな扱い手として、地域福祉の視点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成のため、「市民後見人養成講座」を実施。また、養成講座修了者を登録する「市民後見人バンク」を設置・運営し、家庭裁判所からの依頼に基づく受任調整や活動支援を行うなど、養成した市民後見人が適切に活動できるように総合的なサポートを行う。

図2 市民後見人の養成と受任まで



(3) 地域の相談支援機関への権利擁護にかかる後方支援

権利擁護相談等の専門相談を活用して、地域の障がい者、高齢者の相談支援機関、事業所等への後方支援を行う。

(4) 成年後見制度、権利擁護にかかる機関・団体等との連携

成年後見制度や権利擁護、地域福祉に関する他の事業との連携に努め、必要に応じ関係機関等と調整を行う。

【事業内容】

(1) 大阪市成年後見支援センターの設置・運営

①成年後見制度に関する相談、申立支援（10ページ資料参照）

成年後見制度のより一層の利用促進を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を含めた相談を実施し申立等の支援を実施した。相談件数は1,205件（内、専門職相談は182件）である。相談内容は、成年後見制度全般について説明を要するものが49.3%、申立手続き支援が18.7%、後見人等の対応に関するものが7.0%、任意後見に関するものが6.1%となっている。

②成年後見制度に関する広報・啓発（11～13ページ資料参照）

成年後見制度、市民後見人についての広報・啓発活動として、10月に成年後見制度や市民後見人に關するシンポジウムを開催した。今年度は地域により密着して開催し地域への理解を広げていくため、大阪市、大阪市社会福祉協議会、東成区社会福祉協議会の共催により、1部講演「市民後見推進事業をめぐる全国の動向と大阪市市民後見人への期待」と2部パネルディスカッショントーク「市民後見人による後見活動の意義と実際」を実施した。その他、「成年後見支援センターリーフレット」を増刷し配付するとともに、センター事務局や専門職、市民後見人によって成年後見制度、市民後見人に関する広報活動を行った。

③市民後見人の養成（14～17ページ資料参照）

市民後見人の養成については、平成23年度に実施された第6期市民後見人養成講座（基礎講習）受講者から選考された45人が、実務講習（5月～9月）を受講した。実務講習は9日間、45時間、24科目において、別途施設実習を4日間行った。

市民後見人養成講座受講者数等の推移

| | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年度 | H18～19年度 | H19～20年度 | H20～21年度 | H21～22年度 | H22～23年度 | H23～24年度 |
| オリエンテーション参加者 | 550 | 182 | 171 | 185 | 173 | 159 |
| 基礎講習受講者 | 114 | 88 | 84 | 81 | 79 | 68 |
| 実務講習受講者 | 50 | 45 | 46 | 49 | 46 | 45 |
| 実務講習修了者 | 45 | 42 | 43 | 44 | 42 | 41 |
| 市民後見人バンク登録者 | 44 | 40 | 36 | 41 | 40 | 39 |

④「市民後見人バンク」の設置・運営（18ページ資料参照）

第6期市民後見人養成講座（実務講習）修了者（41人）の中から39人が市民後見人バンクに登録し、第1期、2期、3期、4期、5期の登録者と併せて194人となった。登録者に対しては、継続的な研修によりその資質の向上を図っている。平成24年度の登録者研修会は9回実施した。内容は「大阪市の障がい者施策について」や「税務申告制度」など後見人としての活動で直面する課題、また実際の市民後見人の受任事例に基づいた「事例報告・検討会」など、受任時の活動を想定したものとなっている。今年度は、研修委員会の企画により、地域や施設に出向いてのグループ別研修を行った。

※市民後見人バンク登録者は家庭裁判所から推薦依頼を受けた法定後見の後見人等の候補者となるが、任意後見契約は対象としない。

⑤受任調整

市民後見人が担う事案の特徴

- 財産管理 多額の財産管理や負債がなく、不動産等の処分を伴わない事案
- 身上監護 コミュニケーション・対人援助等に専門的な技術を必要としない事案
- その他 虐待や権利侵害など、急迫した事情を有しない。親族等との係争がない。
い。地域からの後見活動が可能な事案
- 申立人 制限を設けない
- 居所 制限は設けない

平成24年度は22回の受任調整・企画会議を実施した。家庭裁判所からの推薦依頼件数は13件、受任調整件数は17件、推薦件数は11件、推薦取り消し・辞退数は4件であった。その結果、平成24年度の家庭裁判所からの市民後見人の選任件数は11件、確定件数は10件となった。

事業実施の初年度にあたる平成19年度から平成24年度末までに選任（確定）された件数は累計で72件となり、地域福祉・権利擁護の担い手としての市民後見人の活動が定着してきている。

⑥市民後見人の後見活動への支援（19～20ページ資料参照）

家庭裁判所に選任された市民後見人への支援件数は1,449件であった。電話・メールによる支援が1,032件、来所による支援が302件、訪問による支援が4件であった。専門職による相談回数はそのうち124件（来所）である。支援内容の内訳で多いものは「家庭裁判所への手続・報告」20.5%、「終了・辞任に関すること」17.1%、「選任までの支援」12.1%、「医療に関すること」11.0%、「福祉・介護サービスに関するここと」10.1%、「住居に関するここと」6.6%となっている。

受任者の研修会は登録者研修会として9回実施したが、受任者のみを対象とした受任者懇談会は別途5回実施し、市民後見人活動の交流、グループワークなどを実施した。

(2) 地域の相談支援機関への権利擁護にかかる後方支援 (21~23ページ参照)

障がい者、高齢者の相談支援機関、事業所等からの専門職による専門相談は、権利擁護相談106件、法律相談56件、認知症医療相談54件、計216件で、相談員（職員）による後方支援件数は677件であり、専門相談を活用して権利擁護にかかる後方支援を行った。

専門相談の要支援者の種別は、認知症の方が51.9%、精神障がい者が13.0%、知的障がい者が11.6%で高齢者の方が、75%を締める。

専門相談の依頼者の割合は、44.4%が地域包括支援センター、16.2%が介護保険事業所、13.0%が区社協（あんしんサポート事業）、7.9%が区障がい者相談支援センターとなっている。

権利擁護相談の相談内容の内訳は、成年後見制度に関わるもののが42.5%と高く、続いて財産管理に関わるもののが16.0%、金融・消費契約が11.3%、今後の生活設計10.3%と続いている。法律相談は、金銭貸借に関わるもののが、33.9%と一番多い。

認知症医療の相談の対象者は80歳以上が46%と一番多いが、65歳以下の方も4%いる。居住形態は、独居が41%、高齢者世帯が24%、同居が24%である。相談目的は、支援者は認知症かどうか知りたい、症状への対応、病気への理解、受診へのつなぎ方を知りたいが多く、家族は症状への対応、介護方法を知りたい、病気への理解を深めたいが多かった。対応（重複）は、病気に対する指導が44件、介護指導が25件、各種サービス調整が21件と多かった。

(3) 成年後見制度、権利擁護にかかる機関・団体等との連携 (24ページ参照)

市民後見人の養成・支援について協議するため、大阪家庭裁判所との懇談会を10月に実施した。

地域包括支援センターや区障がい者相談支援センターの相談員を対象として「相談員のための成年後見立て支援研修会」を11月に実施し71名が参加した。身近な地域の相談機関による情報提供や、申立て支援の相談ができるよう努めている。

市民後見人活動の支援のあり方や専門相談の方法、専門職との連携を協議するために、大阪弁護士会、リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会が推薦しセンターが業務を委託している専門相談員と「専門相談検討会」を7月、12月、2月に実施し、相談事例に即して市民後見人活動の支援方法について検討を行った。それらの検討を基にして、市民後見人の相談・支援内容の統一を図り、今後の市民後見人活動支援を安定的に行っていくために「市民後見人活動支援のための手引き」を作成した。

また、地域の相談支援機関への権利擁護にかかる後方支援において、高齢者相談支援サポート事業との連携を図り、40件のケースにおいて連携を行った。

経過

平成 17 年度～18 年度
大阪市が「大阪市後見的支援研究会」において、成年後見制度を有効的に活用するしくみづくり
を検討（平成 18 年 2 月～19 年 3 月）

平成 18 年度

大阪市が「後見人等養成事業」として、養成講座を実施（研修・情報センターに委託）
(11 月 オリエンテーション、1 月～2 月 基礎講習)

平成 19 年度

「大阪市成年後見支援センター事業」を大阪市社会福祉協議会に委託

6 月 26 日

大阪市成年後見支援センター開設 相談事業開始

7 月～9 月

第 1 期市民後見人養成講座実務講習

10 月 6 日

第 1 期市民後見人養成講座修了者登録（44 人）

1 月 5 日

第 1 号「市民後見人」選任（審判確定）

1 月～2 月

第 2 期市民後見人養成講座基礎講習

（平成 19 年度 市民後見人選任確定 1 件）

平成 20 年度

5 月～9 月

第 2 期市民後見人養成講座実務講習

10 月 14 日

第 2 期市民後見人養成講座修了者登録（40 人）

1 月～2 月

第 3 期市民後見人養成講座基礎講習

（平成 21 年 3 月 31 日現在 市民後見人選任確定 累計 23 件）

平成 21 年度

5 月～9 月

第 3 期市民後見人養成講座実務講習

10 月 17 日

第 3 期市民後見人養成講座修了者登録（36 人）

1 月～2 月

第 4 期市民後見人養成講座基礎講習

（平成 22 年 3 月 31 日現在 市民後見人選任確定 累計 34 件）

平成 22 年度

5月～9月

第4期市民後見人養成講座実務講習

10月16日

第4期市民後見人養成講座修了者登録（41人）

1月～2月

第5期市民後見人養成講座基礎講習

（平成23年3月31日現在 市民後見人選任確定 累計50件）

平成 23 年度

5月～9月

第5期市民後見人養成講座実務講習

10月22日

第5期市民後見人養成講座修了者登録（40人）

1月～3月

第6期市民後見人養成講座基礎講習

平成 24 年度

5月～9月

第6期市民後見人養成講座修了者登録（39人）

（平成25年3月31日現在 市民後見人バンク登録者194人、市民後見人選任確定累計72件）

参考

大阪市人口 2,677,375人 高齢化率：23.5%（大阪市推計人口：平成24年10月1日）
認知症高齢者数：57,521人（介護保険要介護認定における認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上
の人数：平成24年11月末現在）

知的障害者数：20,552人 手帳交付者数（平成25年3月31日現在）
精神障害者数：23,396人 手帳交付者数（平成25年3月31日現在）

大阪市 市長申立て件数の推移

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 申立件数 | 49 | 56 | 66 | 126 | 144 | 140 | 226 | 254 |

大阪家庭裁判所管内 成年後見関係事件申立件数

| | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 申立件数 | 1,500 | 1,737 | 1,620 | 1,869 | 1,937 | 2,156 | 2,526 | 2,796 |